

答 申 情 第 1 1 5 号  
令 和 2 年 1 0 月 1 6 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年8月8日付け京動愛第1号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

動物取扱業登録申請書等公文書一部公開決定事案（諮問情第196号）



## 1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、平成25年11月11日及び平成27年8月7日付けの第一種動物取扱業変更届出書の変更理由欄に記載された内容については公開すべきであり、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成31年4月5日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下のとおり特定の事業所の名称を記載のうえ公文書の公開を求めた（以下「本件請求」という。）。

■■（××区××）

●●（××区××）

- ・第一種動物取扱業登録申請書
- ・動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類
- ・第一種動物取扱業変更届出書 保存してあるもの全て

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、①■■②●●それぞれに係る「第一種動物取扱業登録申請書（①：5件，②：1件）」、「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類（①：2件，②：1件）」及び「第一種動物取扱業変更届（①：2件，②：3件）」（以下「本件公文書」という。）、並びに(4)の公文書を特定したうえ、本件公文書については公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和元年5月9日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

申請者個人の電話番号，住所・動物取扱責任者変更理由，変更・廃業による過去の申請者個人の住所，及び，動物取扱責任者の実務経験歴・変更届備考欄等は，公開することにより，当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 審査請求人は、令和元年7月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、「公開されなかった黒塗り部分の公開」を求める審査請求をした。

- (4) なお、処分庁は、本件請求に対して本件処分とは別に、①■■②●●それぞれに係る「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類（①：5件，②：4件）」及び「第一種動物取扱業変更届（①：2件，②：2件）」を特定したうえ、公文書公開決定処分を行っているが、当該処分に対して審査請求はなされていない。

### 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「公開されなかった黒塗り部分の公開」を求めるというものである。

### 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) 本件公文書について

ア 京都市動物愛護センターは、京都府と共同で設置・運営している動物愛護の拠点施設であり、「人と動物とが共生できる うるおいのある豊かな社会」の構築を目的として、犬・猫の適正飼育に関する普及啓発事業、犬・猫の保護、管理、譲渡、動物取扱業の登録等に関する事務を行っている。これらの業務のうち、動物取扱業に係る事務については、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、法という。）に基づくものであり、法には、以下の規定がある。

- ・ 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの）の取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指令都市にあっては、その長）（以下において同じ。）の登録を受けなければならない（法第10条第1項）。
- ・ 登録を受けようとするものは、申請者の住所、動物取扱責任者の氏名等を記載した申請書等を都道府県知事に提出しなければならない（法第10条第2項）。
- ・ 申請者は、申請者（申請者が法人である場合には、その法人及びその役員）及び動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類を提出しなければならない（法施行規則第2条）。
- ・ 営業者の氏名、住所、動物取扱責任者等の変更が生じた場合、動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条第2項、法施行規則第5条第5項第2号）。

イ 本件公文書は、上記規定に基づき提出のあった「■■」「●●」それぞれに係る「第一種動物取扱業登録申請書（様式第1）」及び「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類（参考様式第1）」並びに「第一種動物取扱業変更届出書（様式第7）」である。

ウ 処分庁は、本件公文書において、条例第7条第1号に規定する非公開情報が記録されている部分のみ非公開として、本件処分を行ったものである。非公開情報の該当性については、以下に主張するとおりである。

(2) 条例第7条第1号の該当性

本件公文書に記載されている情報のうち、法第15条（都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。）により、現在、一般の閲覧に供している第一種動物取扱業登録簿に記載している情報である、申請者の「氏名」及び「住所」、「事業所の名称」、「事業所の所在地」、「動物取扱責任者の氏名」、「主として取り扱う動物の種類及び数」、「登録の年月日」、「登録番号」、「第一種動物取扱業の種別」、「営業時間」に係る情報は公開した。

そして、本件公文書に記載されている、申請者個人の電話番号、申請者個人の住所のうち第一種動物取扱業登録簿で閲覧できない変更前のもの、動物取扱責任者変更理由のうち個人に関する情報、動物取扱責任者の実務経験歴、従業員の入社日及び退社日については、個人に関する情報であって、通常、他人に知られたくないと認められる情報であり、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

(3) 文書の特定について

審査請求人は、本件公文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）において、「第一種動物取扱業登録申請書」そのものと添付文書の1つである「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類」とを並列に記載していることから、添付文書の全てを求めているのではないと解し、本件請求書に記載された3つの文書について保存してあるもの全てを特定したものである。審査請求人が添付書類を全て求めるのであれば、本件請求とは別に請求するべきと考える。

よって、処分庁は、本件請求において求められているとおり「■■」「●●」それぞれに係る「第一種動物取扱業登録申請書」、「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類」及び「第一種動物取扱業変更届出書」を全て文書特定したうえで、本件処分及び公文書公開決定処分をしており、他に特定すべき文書は存在しない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 非公開とされた個人情報の解釈等について

ア 公開をしない理由が申請者個人の…（以下省略）とあるが、申請者及び動物取扱責任者に対して然るべき身分証明書（運転免許証、パスポート等）で本人確認していないのにも関わらず、さらには実務経歴も実際には調査していないのにプライバシー侵害の恐れがあるというのはどうも納得できるものではない。

イ 京都動物愛護センターは「個人情報」の解釈についてダブルスタンダードを設けているか、もしくは把握されていない印象を受けた。

令和元年6月24日付けで行った情報公開請求において出された資料には、黒塗りの運転免許証と動物愛護センタースタッフ4名の認印が確認できる。黒塗りされた部分はスタッフが4人がかりで閲覧希望者の本人確認した「個人情報」であることは疑いもなく、これらを公開すればプライバシーの侵害の恐れがあるという不開示理由は当然であると考える。こちらがいわゆる一般的な個人情報。

一方、本件は動物愛護センタースタッフが動物取扱業者、動物取扱責任者の本人確認を怠り、業者が提供する情報を正として個人情報として取り扱っているもので、こちらは業者に付度している個人情報である。

ウ 実務経験が半年以上あることは動物取扱責任者の要件になっているため、職歴については公開されるべきである。

### (2) 動物取扱業者の情報公開を必要とする理由について

ア 本件に登場する2店舗は、利益至上主義を地で行く業者で数々の迷惑行為と違法行為（登録証の不掲示、専任の動物取扱責任者が6年不在、保管台帳、清掃台帳の不備、研修不参加（別の情報公開請求で判明。動物愛護センターの職員によると研修不参加による勧告や罰則は受けておらず口頭注意のみとのことであった。）等々）を行っていたので、動物取扱責任者においても偽名使用、なりすまし、動物取扱責任者の要件を満たしていないこと等が情報公開請求で判明するのではないかと思ひ今回情報公開請求したのであり、けっして興味本位で動物取扱責任者の情報を知り

たいのではないことを是非ともご理解いただきたい。

動物愛護センターが動物取扱業者の申請を厳格に審査していればなにも問題は無いのだが、上記の数々の法律違反に対しての対応を見ているとかなり甘いように見受けられるということも今回の情報公開請求した理由のひとつである。

イ 仮に今回の請求が通らないのなら行政へのチェック機能を果たすべき情報公開制度の存在理由とはいかなるものなのか改めて問いたい。

(3) 文書の特定について

第一種動物取扱業変更届出書の「7添付書類」の「その他」の書類はもちろんのこと、他の文書も公開していただきたい。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、特定の二つの事業所に係る「第一種動物取扱業登録申請書（以下「登録申請書」という。）」、「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類」及び「第一種動物取扱業変更届出書（以下「変更届出書」という。）」である。

イ 「登録申請書」は、動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの）の取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示）を営もうとする者が、処分庁に提出する申請書であり、そこには申請者の氏名、住所及び電話番号や、事業所の名称及び所在地、業務の内容等のほか、動物取扱責任者の氏名及び要件、重要事項の説明等をする職員の氏名及び要件などが記載されている。

ウ 「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類」は、「登録申請書」又は動物取扱責任者等の変更が生じた場合の「変更届出書」に添付する書類であり、申請者及び動物取扱業責任者等が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類である。そこには申請者の氏名、住所、電話番号等が記載されている。

エ 「変更届出書」は、申請者の氏名・住所、事業者の名称・所在、動物取扱責任者等の変更が生じた場合に、処分庁に提出する届出書であり、そこには届出者の氏名、住所及び電話番号のほか、変更内容、変更年月日、変更理由等が記載されている。

オ なお、審査請求人は、上記イ～エの文書以外に変更届出書の添付書類についても全て公開すべき旨を主張しているが、法及び同法施行規則において登録申請書、変更届出書、それらの添付文書については明確に区分されており、また、審査請求人が本件請求において、イ～エのみを公文書公開請求書に記載していることからすると、処分庁の文書特定が不合理であったとは認められない。

## (2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 処分庁は本件公文書の非公開部分について、個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められる情報であり、条例第7条第1号に該当すると主張し、一方審査請求人は、条例第7条第1号に規定している個人情報には当たらないとの主張であると認められるので、当審査会はこの点について検討する。

イ 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

ウ 当審査会が本件公文書の非公開部分について見分したところ、その情報の内容は、以下の(ア)から(イ)までの3つに区分することができるため、それぞれについて検討を行った。

### (ア) 申請者個人の住所及び電話番号について

申請者個人の住所のうち、非公開部分は、本件処分時に一般の閲覧に供されている第一種動物取扱業者登録簿には記載されていない住所（住所変更前のもの）であることが認められる。また非公開とされている電話番号は、公にされているような事業所のものではなく、個人の電話番号であると認められる。一般に個人の住所や電話番号については、条例第7条第1号に該当するものである。

### (イ) 動物取扱責任者等の職業に関する経歴に属する情報について

動物取扱責任者又は重要事項の説明等をする職員の職業に関する経歴に属する情報で非公開とされているものは、実務経験年数、経験場所、勤務開始年月、退社年月日が具体的に分かるものである。これらの情報はいずれも、これらの者が単に法的要件を満たしていることを示すにとどまらず、個人の職業に関する経歴を具体的に示すものであるため、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(ウ) 申請者個人の住所の変更理由について

処分庁は、平成25年11月11日及び平成27年8月7日付けの変更届出書中「6 変更理由」欄に記載されている住所の変更理由についても条例第7条第1号に該当するとして非公開としている。

しかしながら、これらについては、個人の情報ではあるものの、住所の変更があったこと自体が当該各変更届出の公開情報で既に明らかになっており、このことから当然に導き出される情報（「住所変更」とほぼ同義とも言える文言）であって、非公開とする理由はない。

(3) なお、動物取扱責任者の要件となっている職歴は公開すべきとの審査請求人の主張は、それが条例第7条第1号ただし書にある「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとの主張とも受け取れるが、当審査会は、その情報が当該ただし書に該当するほど公開する必要性の高いものであると認めることはできない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和元年 8月 8日 諮問

9月 7日 諮問庁からの弁明書の提出

10月10日 審査請求人からの反論書の提出

令和2年 6月23日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和2年度第1回会議）

7月28日 審査請求人の口頭意見陳述（令和2年度第2回会議）

9月 4日 審議（令和2年度第3回会議）

10月16日 審議（令和2年度第4回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）